

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	徳島県
3. 市区町村名	上板町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	108-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.townkamiita.jp/docs/2015081000014/

執行機関名 上板町長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	上板町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの(重度心身障害者にかかるもの)
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		上板町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一第二の項 上板町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第1条	上板町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第5号)第1条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法 その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、<u>障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</u></p>	<p>第一条 この条例は、<u>重度心身障害者等</u>に対し、医療費の一部を助成することにより、その保健の向上に寄与し、もって<u>重度心身障害者等の福祉の増進</u>を図ることを目的とする。</p> <p>第二条 この条例において「<u>重度心身障害者等</u>」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者は除く。</p> <p>(1) 別表第1に定める要件を具備する重度心身障害者(65歳以上75歳未満の者であつて、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条第2号の政令で定める程度の障害の状態にあるものにあつては、同号の認定を受けた者に限る。)</p> <p>(2) 別表第2に定める要件を具備する重度心身障害者(65歳以上75歳未満の者であつて、高齢者の医療の確保に関する法律</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>上板町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第5号)</p> <p>上板町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48年規則第4号)</p>